

## 令和2年度第3回埼玉県高齢者支援計画推進会議 会議録

日時：令和3年2月19日（金）

### 1 質疑応答

発言者	発言要旨
馬袋委員	<p>図、表、文書において、年号の記載の統一性（西暦と和暦、略記号）がなく、非常に読み（解り）にくいので、推移や計画、比較、増減など、読み手（県民）の視点から整理が必要かと思えます。</p> <p>基本表記として、西暦（和暦）記載に統一するなど一定の表記基準を検討してください。</p> <p>例 ・2018年度（平成30年）、2018年度（H30）、平成30年度（2018年）など特に図表など限られた文字数の場合西暦へ統一</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年はH30へ。2019年度はR1かH31にするかなど</li> <li>・グラフの年表記 2020年・・・21年・・・22年、 H12年（00）・・・H15（03）とか</li> </ul> <p>年度末の記載においても整理が必要です。</p> <p>例：2020年3月度、2020年3月、2020年（令和2）3月度、2020年（R2）3月とか</p>
高齢者福祉課	<p>和暦（西暦）で統一した表記にします。ただ、出典名や資料名の中の表記は原文のまま記載します。</p> <p>数値目標の「年度」、「年度末」、「年」の表記に関しては、年度の末日を待って集計しなければならない指標は「年度末」、年度中のある時点の調査結果に基づく指標などは「年度」、集計が12月末までのものは「年」の表記となっております。指標の取組ごとに集計方法や時点が異なりますので、原案の記載のままとさせていただきます。</p>
馬袋委員	<p>P12 図 2-3-3 について、埼玉県の枠内を太線枠か網掛けしてわかりやすく検討してください。</p>
高齢者福祉課	<p>計画に反映いたします。</p>
馬袋委員	<p>P23(2)介護職員について、表1の統計的な重要推計での充足率（86.2%）と表2の過不足感73.6～73.8%とのギャップをどのような政策でカバーするのかについて、どの章・節で説明されているか教えてください。</p>

高齢者福祉課	<p>介護人材の不足という課題に対し、第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップにおいて、介護の資格のない者、高齢者やライフスタイルに応じて働きたい方等の就労支援、介護職員の資格取得や働きやすい職場環境整備等の定着支援、介護のイメージアップの各取組について説明しております。</p>
馬袋委員	<p>P27(8)の本文中、「・・・ボランティア活動に取り組む人材は増加傾向にあり・・・」を「・・・ボランティア活動に取り組む人材は、2014年度（平成26年）以降増加傾向にあり・・・」に変更してください。</p>
高齢者福祉課	<p>計画に反映いたします。</p>
馬袋委員	<p>P31～P32の12～16の順について、「13 高齢者の消費者被害の状況」と「14 特殊詐欺の認知件数・被害金額」を1ページに表記した方が、一貫性があるので、「12 高齢者の交通事故発生件数」、「15 住まいのバリアフリー化の状況」、「13 高齢者の消費者被害の状況」、「14 特殊詐欺の認知件数・被害金額」の順に変更してください。</p>
高齢者福祉課	<p>第2章の図やデータに関しては、第3章の施策順に記載していますので、原案のままとさせていただきます。</p>
馬袋委員	<p>P32の「15 住まいのバリアフリー化の状況」について、全国平均と埼玉県との比較がないと、良いのか、普及すべきなのか、計画へつながることなのか、弱いと思いますので、記載内容を検討してください。</p>
高齢者福祉課	<p>全国平均をグラフに追加します。</p>
馬袋委員	<p>P44の課題への対策の中で「また、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けられるよう就業相談や職業訓練の実施など、高齢者に対するきめ細かな就業支援を行います。」を「また、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で継続して働き続けること、そして、多様な働き方ができるような就業相談や職業訓練の実施、多様な就労の機会の創設など、高齢者の意欲にきめ細かな就業支援、就労支援を行います。」と変更してください。継続した就業（企業などでの業務につくこと）だけでなく就労（新たに学び、手に職をもち、経験を活かし、自営やフリーランスなどもあるので）として多様な社会的課題への対応、担い手もあるので、そのような表現ではいかがでしょうか。</p>

高齢者福祉課	表記については、原案のままとさせていただきますが、頂きました御意見の趣旨につきましては、事業の実施段階の参考とさせていただきます。
馬袋委員	P46 (3) の取組「17 ・ ・ 生の音楽の鑑賞する機会を提供します。」において、「生の音楽、演劇やパフォーマンス等を鑑賞する」と変更し、演劇やダンス、漫才など 幅広い文化の活動として、また、コロナ禍での活動支援もあり、ご検討ください。
文化振興課・高齢者福祉課	コロナ禍での面会制限が続く高齢者施設への慰問に関しては、神奈川県内では民間団体が高齢者施設と協力し、オンラインで笑いを届けようとする取組が試験的に進められていると聞いております。頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。
馬袋委員	多様な働き方を追加するため、P47 の「2 就業の支援」の項目名を「2 就業・就労の支援」に変更してください。 また、同じく本文中「働く意欲のある高齢者への就業支援を行う」を「・ ・ 高齢者の就業、就労支援を行う・ ・ 」と変更してください。
シニア活躍推進課	表記については、原案のままとさせていただきますが、頂きました御意見の趣旨につきましては、事業の実施段階の参考とさせていただきます。
馬袋委員	P47 の取組「地域における身近な働く場を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。」を「地域における身近で働く場を提供するシルバー人材センター、多様な働き方、就労機会を提供する団体等への支援を行います。」に変更してください。
シニア活躍推進課	御意見については事業の実施段階での参考とさせていただきます。
馬袋委員	P48 (1) の本文中「県民、県、市町村、民間団体など」の表現を「県民、県、市町村、関係団体（民間含む）など」に変更してください。
高齢者福祉課	計画に反映いたします。

馬袋委員	P49 (3) 取組 31 の「(リハビリテーション専門職)」の表現を(リハビリテーション専門職等)へ変更してください。
高齢者福祉課	計画に反映いたします。
馬袋委員	P50(1)取組 44「認知機能の低下等により、運転免許を自主返納する 65 歳以上の高齢者の不安の解消等を図るため、速やかに生活に関する支援等の相談が受けられるよう、自主返納の機会に市町村の地域包括センターへ個人情報を提供する制度について県民へ周知し、利用の促進を図ります。」について、返納をしても支援策があること、相談体制があることを周知する必要があるため、「・・・速やかに生活に関する支援等についての周知と相談が受けられる・・・」に変更してください。
運転免許課	御意見の趣旨は、相談体制や支援策などについての周知が必要とのことかと思料されますが、文章の最後に「制度について県民へ周知し、利用の促進を図ります。」と記載していますので、原案のままとさせていただきます。頂きました御意見につきましては、事業の実施段階での参考とさせていただきます。
馬袋委員	耳の不自由な人の転落が多いため、P52 (4) の取組 58「転落防止対策の推進について鉄道事業者に働きかけます。」の前に「耳の不自由な人など」を追加してはどうか。
交通政策課	当課では耳の不自由な人の転落事故件数を把握しておりません。 当課では視覚障害者の転落事故件数を把握しており、視覚障害者の転落事故件数は多いため、「視覚障害者など転落防止対策の推進について鉄道事業者に働きかけます。」と記載いたします。
馬袋委員	P56(1)在宅医療・介護連携の推進の本文中、「病院や訪問診療・往診医などの医療機関と地域包括支援センターなどとの連携を強化します。」を「入院医療、外来医療、在宅医療を提供する医療機関などと地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などとの連携を強化していきます。」に変更してください。
医療整備課	ご指摘のとおりであると存じますが、P56 に記載している図の表記に合わせて記載しておりますので、「病院や訪問診療・往診医などの医療機関」の原案のままさせていただきます。

馬袋委員	<p>P69(1)取組「111」に「キャラバン・メイトの養成の推進、継続的な情報提供のための支援策、小学校・中学校・高校などにおける養成講座の推進、自治体・関係職員への養成を推進します。」と追記してください。</p>
地域包括ケア課	<p>この取組は、より若い世代に対して、認知症に関する正しい知識と理解の促進を図ることを目的としております。御意見の趣旨は施策推進の段階で参考にさせていただきます。</p>
馬袋委員	<p>P71(2)の取組121「かかりつけ医、歯科医師、薬剤師及び看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。」をより具体的に「病院、診療所、歯科診療所、薬局など医療機関の医師（歯科）、薬剤師、管理栄養士、看護職員、リハビリテーション専門職など医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。」と記載してください。</p> <p>また、地域包括支援センターや福祉窓口の相談員、居宅介護支援専門員を対象とした認知症対応力も検討ください。</p>
地域包括ケア課	<p>ここでの表記はあくまでも例示ですので、取組の本文中に「など医療従事者」を追加させていただきます。</p>
馬袋委員	<p>P72(3)の取組125「若年性認知症の人の就労継続等の支援を行います。」で、就労継続には、企業経営層の理解が必要としますので、「就労継続支援等の支援をはじめ、企業の経営層へ若年性認知症の人の就労に関する理解と対応への支援を行います。」と追記してください。</p>
地域包括ケア課	<p>「企業の経営層へ若年性認知症の人の就労に関する理解と対応への支援」は、支援の中に含まれており、企業経営者層への就労継続などに係る理解を深めていただくため、若年性認知症支援コーディネーターによる企業訪問は既に実施しているところでございます。頂いた御意見の趣旨につきましては、施策推進の際に反映させていただきます。</p>
馬袋委員	<p>P73(4)127の取組に「また、Webでのネットワークによる孤独への支援、ICTなどの活用での誘導など、身近な認知症カフェとデジタルと融合した支援など検討していきます。」と追記してください。若年性認知症の人、軽度認知症（MCI）の人、その家族（支援者）などの支援として御検討ください。</p>
地域包括ケア課	<p>頂きました御意見につきましては施策推進の段階で参考にさせていただきます。</p>

馬袋委員	P74 取組「134」に介護報酬改定での対応として、「全ての介護事業者における高齢者虐待防止の推進にあたり、事業者による整備、研修などを推進する市町村を支援する。」と追記してください。
地域包括ケア課	頂きました御意見の趣旨を踏まえ、「高齢者虐待に関する普及・啓発を行うとともに、市町村における高齢者虐待対応、相談窓口、ネットワークづくりなどの体制整備や取組を支援します。」に修正します。
馬袋委員	P80 取組 153 の「施設職員を対象とした」を「介護職員を対象とした」に変更してください。
高齢者福祉課	御意見のとおり変更します。
馬袋委員	P84(5) 取組 179 「長年勤続した介護職員の方などを表彰します。」を「長年勤続した介護職員の方（介護支援専門員、相談員を含む）などを、知事からの表彰、埼玉県広報紙「彩の国だより」での広報などで称えていきます。」と記載してください。
高齢者福祉課	P84 の取組 179 については、10 年及び 20 年以上介護事業所に勤務された職員の方（介護職員以外も対象）に対する永年勤続表彰（知事表彰）を既に実施しております。
馬袋委員	P85 「2 介護人材の専門性の向上」に P71 に記載してある取組 122 「認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。」を再掲してください。
地域包括ケア課	P85 の主な取組に再掲します。
馬袋委員	P85 「2 介護人材の専門性の向上」に P77 に記載している取組 142 「介護施設職員を対象とした看取りに関する研修を実施します。」を「介護施設職員、居住系、多機能系、居宅介護支援専門員への看取りに関する研修を実施します。」と記載し、再掲してください。
地域包括ケア課・高齢者福祉課	地域における看取り体制を強化するために、介護施設等で看取りを実践する人材を育成するための研修を実施しています。また、各介護施設等が看取りケアに関する実習を行う際に、看取りケアを実践している施設の施設長や看護師等の職員を派遣しております。

	<p>在宅における看取りに関しては、市町村による在宅医療・介護連携事業等において、看取りに関する研修等を実施しております。</p> <p>さらに、介護報酬改定においても事業所において看取り体制の強化を図ることとされておりますので、ACPのガイドラインに沿った取組等を適切に実施するよう指導してまいります。</p> <p>記載の取組に関しては、原案のままとさせて頂き、介護人材の専門性の向上の取組に再掲として掲載いたします。</p>
馬袋委員	<p>P86の取組「185」または「186」に「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用の推進を進め、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を促進します。」と追記してください。</p>
地域包括ケア課	<p>県は、これまでも、介護事業所における、要介護度の維持・改善等を評価・公表する事業に取り組んでおり、例えば、ADL維持等（加算の算定）に資する研修なども実施し、質の高い介護サービスの提供を推進しております。</p> <p>また、市町村の保険者機能強化推進交付金の評価指標には、「自立支援・重度化防止に取り組む介護サービス事業所に対する評価を実施しているか」という項目があり、こうした施策が充実・推進されるよう市町村を支援しております。</p> <p>今後は、各介護事業所において、新たな「科学的介護推進体制加算」なども活用して、更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上が推進されるよう、市町村や事業者の取組を支援してまいります。</p> <p>御意見を踏まえ、P86の現状と課題の本文中に「介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するとともに、」という文言を追記させていただきます。</p>
馬袋委員	<p>P88の取組190に「また、Web録画での指導や適切な事業所運営を支援体制を検討し、適切な情報をリアルタイムで提供すること、自主点検表と連動したQ&amp;Aなど解説、（eラーニング）などにより、事業所管理者等の移動、業務量の低減など生産性の向上を図りながら適切な指導をおこなう。」と追記してください。</p>
福祉監査課	<p>表記は原案のままとさせていただきますが、御意見を参考にさせていただきます、Web動画を活用した指導事項の周知などの取組を進めていきます。</p>
馬袋委員	<p>P88の取組194に「・・取り組む事業者（事業所）の好事例を積極的に紹介し、横展開するとともに、県のHPなどを通じて評価・公表していきます。」と追記してください。</p>

地域包括 ケア課	<p>県では、利用者の自立支援・重度化防止（要介護度の維持・改善、機能訓練等）に取り組む事業者（事業所）を評価し、ホームページで公表する事業を行っています。この事業の研修会において、好事例の紹介も行っております。</p> <p>原案に御提案の文言はございませんが、趣旨は含まれていると考えております。</p>
馬袋委員	<p>P88(2)の取組193について、情報提供しても活用していく機会を相談担当する者から普及させることが肝要ですので、「・・・介護サービス情報公表システムにより情報提供を進めるとともに、地域包括ケアセンター、居宅介護支援相談員などの相談支援において積極的な活用を促進していきます。」と追記してください。</p>
高齢者福 祉課	<p>地域包括センター、居宅介護支援相談員の相談支援においては、地域の特性を踏まえた上で、既に当該システム上の情報を積極的に活用し御対応いただいております。御意見につきましては、取組の実施段階の参考とさせていただきます。</p>
馬袋委員	<p>第4節について、施設等の整備以外の在宅ケアサービス（居宅系、居住系、地域密着系）については、事業計画の記載がない。当該サービスは市町村（保険者）が主な担当だが、県として、在宅ケアサービスについて推進、支援する活動がどこに記載されているか不明。特に提供サービス量としても影響が最も大きい訪問介護系サービス（訪問介護、定期巡回）などの訪問介護の人材（ホームヘルパー、サービス提供責任者など）の確保・育成は、各保険者で記載されている計画量の提供が可能なのか喫緊の課題と思います。県としてどのように支援していくか。課題や意見はあってもいいのではないのでしょうか。</p>
高齢者福 祉課	<p>在宅ケアサービス（居宅系、居住系、地域密着系）についての事業計画の記載については、各市町村の介護保険事業計画に記載することになっております。県としては、第3章施策の展開において、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進等で、市町村に対する支援などを記載しております</p> <p>人材の確保については、第5節介護人材の確保・定着、イメージアップにおいて、課題への対策や具体的な取組について記載しております。</p>
馬袋委員	<p>P179に記載の秩父圏域の数値について、人口の推移 令和7年（2025年）～令和17年（2035年）人口～高齢化率が同じ数値ですので、修正してください。</p>



高齢者福祉課	修正します。
松本委員	図表（表）について、摘要部分と数値が見分けづらいため、摘要部分を網掛けにしてはどうか。
高齢者福祉課	御意見のとおり修正します。
松本委員	P60(4)ケアラーへの支援について、特にヤングケアラーへの支援について、教福連携の観点から具体的に書き込めないか。 例：学齢期の児童・生徒に学校等を通じてヤングケアラー問題の周知を図る、等。（埼玉県ケアラー支援条例第8条）
地域包括ケア課	ご承知のとおり、本県では今年度、ケアラー支援条例に基づき、ケアラー支援計画を策定しているところでございます。 御指摘のヤングケアラーへの支援については、関連する「埼玉県ケアラー支援計画」の基本目標1ケアラーを支えるための広報啓発の推進、基本目標5ヤングケアラー支援体制の構築・強化の取組として位置付け、推進してまいります。

## 2 意見

- ・低階層への住み替えの支援は大賛成。入居時よりの健康が保てない高齢者は何度も休憩を取りながらたどりつづらい。
- ・本人が認められないし、医療診断も受けられない。介護度の認定も得られなく、孤立化している例が見られる。

## 3 その他

- ・計画案について、全面的に同意します。ただし、計画を作るのが目的ではなく、計画の内容をいかに実現するかにあると思います。今後計画を実行していく中で、市町村との連携及び指導を積極的に行い、計画の実現に向けて積極的な活動をお願いします。